

保険医療機関における掲示

当院では、令和 8 年 6 月の診療報酬改定に基づき、ウェブサイト上で書面掲示を行っております。

電子的診療情報連携体制整備加算に関する掲示

当院では、医療 DX を推進し、質の高い医療を提供するため、以下の体制を整備しています。

- ・オンライン資格確認を行う体制を有しており、取得した診療情報等を診療に活用しています。
- ・マイナ保険証の利用促進に取り組み、医療 DX を通じて質の高い医療の提供に努めています。
- ・診療報酬明細書(領収書)を無料で交付しています。

電子的診療情報連携体制整備加算の施設基準に基づき、上記の体制を整備しています。

国が定めた診療報酬算定要件に従い、2026 年 6 月 1 日より以下の通り診療報酬点数を算定いたします。

- 初診時:9 点
- 再診時:2 点(月に 1 回)

一般名処方加算に関する掲示

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

一般名処方とは、お薬の商品名ではなくお薬の有効成分を処方箋に記載することです。

当院では後発医薬品のある医薬品について、一般名(有効成分の名称)で処方を行う場合があります。

一般処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合でも、患者さまに必要な医薬品が供給しやすくなります。

基本診療料の施設基準・特掲診療料の施設基準に関する事項

別添の「施設基準届出一覧」をご参照ください。

特掲診療料の施設基準(手術)に係る掲示

別添の「医科点数表第 2 章第 10 部手術の通則の 5 及び 6(歯科点数表第 2 章第 9 部 手術の通則 4 を含む)に掲げる手術に関する実施件数」をご参照ください。

保険外負担に関する事項

当院では以下の項目について実費の負担をお願いしております。

診断書 3,300 円～

改定日:2026 年 6 月 1 日